

子育て支援サービスプラットフォーム事業支援業務仕様書

1 業務目的

本市の「子育てしやすさ No.1 プロジェクト」に掲げる、保護者の時間と心にゆとりを作る「フリータイムプロジェクト」を推進していくにあたり、子育て支援サービス及びその関連事業者等のプラットフォームを構築し、事業者間の連携・つながりを支援するとともに新たな子育て支援サービスを創出すること。

2 業務期間

契約締結日～令和10年（2028年）3月31日

3 業務内容

全国から子育てに資するサービスを提供する企業を発掘し、事業フェーズに応じて、市の指定するポータルサイトへの登録、同ポータルサイトへの登録を見越した実証実験の案内、本市の子育て支援サービス事業補助金の案内等にそれぞれ振り分けることで、本市での中長期的な目線をふまえたサービス提供の拡充にむけた企業へのアプローチを行う。

また、それぞれの振り分け先の基準となる審査方法やフローを検討し、実施する中で、随時変更修正しながら適切な業務運用を行うこと。

加えて本市に店舗を持つ、子育て世帯に配慮する市内事業者との連携や協業などを企画・立案および実施することで、本市での子育てサービスの充実化に努めること。

上記の内容を子育て支援プラットフォーム事業と定義し、業務実施していく。

事業の実施にあたっては、以下に定める事項を確実に行うものとする。

(1) 募集サービスのカテゴリーの検討

ア 本市やその他の一般的なアンケート結果の追加分析等

イ カテゴリーごとの登録候補サービスや企業のリストアップ

- ・業務初年度は、カテゴリー別にサービス事例のリサーチ・整理を行い、翌年度以降は登録数が少ないカテゴリーを中心にリサーチを実施する

ウ カテゴリーと各カテゴリーのサービスの登録候補の精査

- ・リストアップしたサービスや企業から有力なカテゴリーを検討し、ユーザーヒアリングやアンケート等をもとにカテゴリーと各カテゴリーのサービス、企業の追加、調整を行っていく

(2) 事業振り分けを行うための審査方法の策定

ア プラットフォーム登録の要件整理

- ・事業振り分け基準の検討すること

- イ カテゴリーごとの評価項目の策定
 - ・リストアップした登録候補サービスや企業をもとにカテゴリーごとの評価項目を検討し、運用する中で精査、調整すること
 - ウ 審査プロセスとサイクルの設定
 - ・応募受付から内容を整理し、ヒアリング、審査、選定までのプロセスを設定し、運用する中で精査、調整すること
- (3) プラットフォーム応募用 WEB サイトの構築・保守運営
- ア 目的と要件の定義
 - ・プラットフォームの趣旨、各カテゴリーの説明、応募要項、スケジュールの周知等の設計を行い、企業の応募促進につなげるための検討を行う
 - イ デザイン/コンテンツ作成
 - ウ 公開に向けたテスト
 - エ 公開および維持管理・改修
- (4) 企業・サービスの募集促進
- ア web マーケティング手法等を活用し、民間事業者等を広く募集すること
 - イ その他、民間事業者等募集のための施策を実施すること
 - ・事業者向けの説明会や市内事業者への営業等を行うこと
 - ウ 応募事業者の属性や流入経路などの分析を行うこと
- (5) 応募事業者・サービスの審査及び振り分け
- ア カテゴリーと応募事業者の審査・振り分けを行うこと
 - イ 書類審査、サービスのヒアリングを行うこと
 - ウ 応募事業者との連絡・調整を行うこと
 - エ ポータルサイト登録に振り分けられた企業、サービスについては、サービス案を提示し、市と協議のうえ、登録サービスを決定すること
- (6) ポータルサイト開設後の子育てを支援するサービスの利用促進支援（ユーザーコミュニティの醸成）
- ア 市民向けニーズ調査
 - イ 市民向けヒアリング
 - ウ 本事業の広報支援
 - エ サービス利用者向けの効果測定
 - オ 登録企業向け情報提供

- (7) 定例ミーティングの実施
月1回以上の定例ミーティングは必須とし、市と協議のうえ、円滑に業務を推進するため必要な頻度で実施すること
- (8) 事業報告書の提出
作成にあたっては、各年度末までに内容等について市と協議のうえ、必要事項を記載した報告書を電子データにて提出すること。
- (9) 豊中市未来技術地域実装協議会への参加
この協議会は、豊中市において「子育てフリータイムプロジェクト」として応募、採択された、内閣府地方創生推進事務局の未来技術社会実装事業に基づいて開催するものであり、受託者は年2回（令和7年度時期未定）開催する「豊中市未来技術地域実装協議会」に参加し、実証実験の実施計画及び、実証実験実施・評価に関する報告を行うものとする。
- (10) 3年間の目標値
3年間の目標値として、下記を実施した企業数を各年度5件以上、3年間15件以上を目標値とする。
- ・市が指定するポータルサイトへの登録、
 - ・同ポータルサイトへの登録を見越した実証実験の案内
 - ・本市の子育て支援サービス事業補助金の案内

5 運営体制

- (1) 受託者は本事業を遂行するために担当として2名以上を設置し、十分な人員体制を準備すること。
- (2) 受託者は本事業のリーダーとなる統括責任者1名を設置すること。
- (3) 統括責任者は、民間事業者、スタートアップ事業及びIT・テクノロジー分野、自治体運営に精通するものとする。
- (4) 本業務を行うにあたって、事業振り分けや審査等に関わる、市の指定する事業者や他課と必要に応じて連携、協力し業務を行うこと。

6 本事業実施における条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。

- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守すること。
- (5) 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint を使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

7 セキュリティ要件

プラットフォーム応募用 WEB サイトの構築・保守運営において、下記記載のセキュリティ要件を満たすこと。

- (1) 本市が定める「豊中市情報セキュリティ規則」及び「豊中市情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。
- (2) システム構築・運用保守において、個人情報保護の観点からセキュリティ対策について万全を期すこと。
- (3) IPA「安全なウェブサイトの作り方」改訂第7版に準拠したウェブサイトとすること。
- (4) 一定時間、何も操作しないと自動的にログアウトできること。
- (5) パスワードの強度(長さ、文字種など)を設定できること。パスワードが有効期限、失敗回数を設定できること。
- (6) アカウント単位で機能のアクセス可否・更新可否の権限を設定できること。
- (7) 一定時間、何も操作しないと自動的にログアウトできること。
- (8) 通信及び格納データに対して暗号化を行うこと。
- (9) アンチウイルスソフトウェアを活用する等により不正プログラム対策を行うこと。なお、パターンファイルは最新に更新すること
- (10) 最新のセキュリティパッチの適用すること。なお、適用するにあたり運用上に問題がないことを確認したうえで実施すること。
- (11) 侵入監視等により不正アクセス対策を行うこと。
- (12) システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項や疑義については、市と協議のうえ決定する。